

第116期 定時株主総会招集ご通知

日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時（開場午前9時）

場所

島根県松江市魚町10番地
当行本店（3階大ホール）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目次

■ 第116期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネット等による議決権行使のご案内	3

（添付書類）

■ 第116期事業報告	5
■ 計算書類	20
■ 連結計算書類	22
■ 監査報告書	24

（株主総会参考書類）

第1号議案	剰余金の処分の件	28
第2号議案	定款一部変更の件	31
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件	37
第4号議案	監査等委員である取締役5名選任の件	43
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	46
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件	48
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件	50
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬額設定の件	50

■ 株主総会会場ご案内略図	
---------------	--



株式
会社

山陰合同銀行

証券コード：8381

2019年6月4日

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取 石丸 文男

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行**第116期定時株主総会**を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（開場午前9時）
 2. 場 所 島根県松江市魚町10番地 当行本店（3階大ホール）
 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬額設定の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2019年6月25日（火）
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月）
午後5時15分到着分まで

インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2019年6月24日（月）
午後5時15分まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。

● 重複行使の取扱い

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②事業報告の「業務の適正を確保する体制」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき、インターネット上の当行ウェブサイト（株主総会情報ページ）(<https://www.gogin.co.jp/www/contents/1000000043000/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、修正する必要がある場合には、当行ウェブサイト (<https://www.gogin.co.jp>) において、その旨掲載させていただきます。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

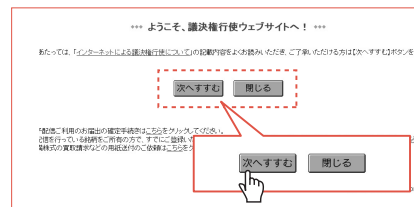
<https://www.e-sokai.jp>

！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

STEP 01 ウェブサイトへアクセス

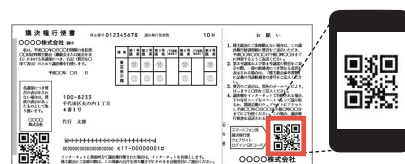


「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」入力不要でアクセスできます。

STEP 01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

STEP 02 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 03 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 02 議決権行使方法を選択

議決権行使ウェブサイト
画面が開くので、議決権
行使方法を選択

STEP 03 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

添付書類

第116期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店ほか支店80カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、自然災害や海外景気の減速による下押し圧力を受けながらも緩やかな回復基調で推移しました。米中間の通商摩擦などを背景として海外景気に不透明感が広がる中で、生産活動は資本財受注の減少などにより一進一退の展開となりました。また、住宅投資は貸家需要の減退などにより陰りがみられたものの、個人消費が雇用・所得環境の改善や耐久消費財の買い替え需要による下支えなどを背景に底堅く推移し、家計部門は総じて持ち直しの傾向が続きました。

当期の金融マーケットの動向をみると、日銀の量的・質的金融緩和が続く中で、長期金利は一時0.155%まで上昇したものの、1～3月期にはマイナス圏での動きとなり、期末には▲0.095%まで低下しました。日経平均株価は、10月に27年ぶりに24,000円台をつけた後、米国ダウ平均株価の大幅下落などを背景に年末には一時20,000円を割り込みましたが、期末には20,000～21,000円台の水準に落ち着きました。また、米ドル円相場は、リスク回避の動きなどから一時的に円高圧力が高まる局面があったものの、世界的な景気の先行き懸念や日米の金融政策の違いなどを背景に円安基調が続き、期末にかけて概ね111円台での動きとなりました。

こうした金融経済環境のもとで、当行グループの主たる営業基盤である山陰両県の経済は、輸出主導で高水準の操業が続いていた鉄鋼や生産用機械などの一部で生産活動が弱含んだものの、深刻な人手不足をうけて効率化・省力化などを目的とした設備投資が増加し、個人消費も耐久消費財を中心に底堅く推移したことなどから、総じて緩やかな持ち直しの基調で推移しました。

(当行の業績)

当行では2018年度から2020年度までの3カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、当行が長期的に目指す姿として、「地域・お客様の課題解決」により、地域と当行の「持続的な成長」の実現を掲げています。地域・お客様・当行ともに付加価値の向上を図るべく、諸施策を実施してまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、期中758億円増加の4兆1,572億円となりました。これは、預金で個人預金が増加した一方、金融機関預金が減少したことを主因に、期中1,733億円減少しましたが、譲渡性預金が期中2,491億円増加したことによるものです。

貸出金は、山陰両県を中心に住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことに加え、法人向け貸出も山陰両県のほか、山陽地区及び兵庫・大阪地区でも増加したことから、期中1,045億円増加し、期末残高は3兆1,210億円となりました。

有価証券は、日本国債への再投資が難しい中で、リスクを見極めながらポートフォリオの入れ替えを行った結果、期中2,480億円減少し、期末残高は1兆6,004億円となりました。

損益状況については、資金利益において、積極的なリスクテイクによる貸出金の増加ならびに外国証券や投資信託などへの機動的な投資により、資金利益の減少抑制に努めた結果、ほぼ前期並みの水準となりました。また役務取引等利益は、金融商品仲介手数料や投資信託販売手数料などの預り資産関連手数料は減少したものの、私募債等の事業支援手数料の増加もあり、前期比で増加しました。このほか、債券関係損益や株式等関係損益が改善するなどの利益増加要因があった一方で、与信費用の増加などの利益減少要因がありました。

この結果、経常利益は前期と同水準の192億59百万円となりました。以上のほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上しましたが、当期純利益は、前期比1億38百万円増加の134億95百万円となりました。

(対処すべき課題)

地域金融機関を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化に加え、日本銀行のマイナス金利政策導入による超低金利環境の継続により、厳しさを増しています。とりわけ、当行の主要な営業基盤である山陰は、全国の中でも課題先進地域とも言われる環境におかれています。

このような中であっても、地域とともに力強く持続的に成長を続けるために、当行は地域金融機関に求められる社会的使命を果たし、長期的視点から積極的に地域の課題を解決することで、地域、お客様とともに成長する先行ビジネスモデルづくりにチャレンジします。

具体的には、地域産業の競争力強化とお取引先の企業価値向上の徹底的なサポートと、個人のお客様向けコンサルティング機能の高度化によるきめ細やかなサービスを実践することで、地域経済の活力を引き出し、持続可能な地域社会の発展と当行の企業価値の向上を実現してまいります。また、これらの実現を支えるため、ＩＴの積極的活用と人材育成に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	38,832	39,491	40,092	38,359
定期性預金	20,728	19,563	18,385	15,707
その他	18,104	19,928	21,707	22,651
譲渡性預金	-	72	721	3,213
貸 出 金	26,057	28,224	30,165	31,210
個人向け	5,983	6,507	7,173	7,744
中小企業向け	10,651	12,203	13,477	14,038
その他	9,423	9,513	9,514	9,427
商品有価証券	3	2	1	0
有 価 証 券	18,615	19,220	18,484	16,004
国 債	9,643	9,029	7,986	5,887
地 方 債	2,262	2,150	2,092	1,919
その他	6,709	8,039	8,405	8,197
総 資 産	51,381	53,917	55,349	55,840
内 国 為 替 取 扱 高	337,462	338,513	339,533	349,017
外 国 為 替 取 扱 高	^{百万ドル} 25,510	^{百万ドル} 23,696	^{百万ドル} 24,062	^{百万ドル} 20,676
経 常 利 益	^{百万円} 21,927	^{百万円} 19,450	^{百万円} 19,262	^{百万円} 19,259
当 期 純 利 益	^{百万円} 13,260	^{百万円} 13,385	^{百万円} 13,357	^{百万円} 13,495
1株当たり当期純利益	83円27銭	85円18銭	85円61銭	86円44銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,018人	2,003人
平 均 年 齢	40年9月	40年8月
平 均 勤 続 年 数	17年11月	18年0月
平 均 給 与 月 額	379千円	365千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
島 根 県	74店 うち出張所 (37)	60店 うち出張所 (22)
鳥 取 県	54 (32)	49 (25)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
大 阪 府	1 (0)	1 (0)
兵 庫 県	10 (0)	9 (0)
岡 山 県	5 (0)	5 (0)
広 島 県	5 (0)	5 (0)
合 計	150 (69)	130 (47)

- (注) 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。なお、当年度中に主幹事行が変更となったコンビニATM285か所については、当年度末設置箇所数から除いております。

駐 在 員 事 務 所 当年度末 4か所 (前年度末 4か所)
店舗外現金自動設備 // 321か所 (// 618か所)

□. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
神戸西支店	兵庫県神戸市長田区野田町五丁目2番12号

(注) 1. 当年度中に、以下の店舗ネットワークの見直しを実施しました。

支店から出張所への種類変更	三朝支店、西伯支店、加茂支店
代理店から出張所への直営化	〇羽代理店等20か店
店舗の廃止	瑞穂出張所

2. 店舗外現金自動設備を島根県で10か所新設・154か所廃止し、鳥取県で5か所新設・158か所廃止いたしました。なお、店舗外現金自動設備の廃止箇所には、主幹事行が変更となったコンビニATM（島根県145か所、鳥取県140か所）を含めております。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,496
---------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
オンラインシステム関連	4,008

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江不動産 株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	1934年 12月19日	百万円 150	% 100.00	
合銀ビジネス サービス 株式会社	島根県松江市 灘町1番地7	現金／小切手等の 集配・整理・保管 業務、ATM等保 守管理業務	1980年 4月1日	10	100.00	
株式会社 山陰オフィス サービス	島根県松江市 灘町1番地7	文書／証券等作 成、庶務部門請負 業務、計算業務受 託	2004年 6月7日	10	100.00	
ごうぎん証券 株式会社	島根県松江市 津田町319番地1	証券業務	2015年 2月6日	3,000	100.00	
山陰債権回収 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	2002年 4月2日	500	95.00	
山陰総合リース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	1975年 4月1日	30	94.99	
ごうぎん保証 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	1979年 4月2日	30	100.00	
株式会社 ごうぎん クレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード 業務、信用保証業 務	1984年 4月3日	70	100.00	
ごうぎん キャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピ タル	1996年 1月16日	150	5.00	

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。

3. 株式会社山陰経済経営研究所は2018年6月30日をもって解散し、2018年11月16日に清算終了し、株式会社ごうぎん代理店は2018年9月30日をもって解散し、2019年2月12日に清算終了しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
久保田 一 朗	(代 表 取 締 役) 取 締 役 会 長		
石 丸 文 男	(代 表 取 締 役) 取 締 役 頭 取、 人 事		
山 崎 徹	(代 表 取 締 役) 取 締 役 副頭取執行役員、 人事(副)、デジタル 推進、審査、総合 事務、システム		
杉 原 伸 治	(代 表 取 締 役) 取 締 役 専務執行役員、 鳥取営業本部長		
今 若 康 浩	取 締 役 専務執行役員、 営業統括、地域振 興、お客様サービ ス、市 場 金 融		
多 胡 秀 人	取 締 役 (非常勤) (社 外)	有限会社多胡事務所 代表取締役 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役	
田 部 長右衛門	取 締 役 (非常勤) (社 外)	株式会社田部 代表取締役社長 株式会社JUTOKU 代表取締役社長 ダノベータインターナショナル株式会社 代表取締役社長 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 株式会社松工建設 代表取締役会長	
倉 都 康 行	取 締 役 (非常勤) (社 外)	リサーチアンドプライシングテクノロジー株 式会社 代表取締役 産業ファンド投資法人 執行役員 セントラル短資FX株式会社 社外監査役	
天 野 郁 夫	常 勤 監 査 役		
吉 田 孝	常 勤 監 査 役		
河 本 充 弘	監 査 役 (非常勤) (社 外)	弁護士法人河本・森法律事務所 弁護士	(注) 1
今 岡 正 一	監 査 役 (非常勤) (社 外)	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役	(注) 2
足 立 珠 希	監 査 役 (非常勤) (社 外)	足立珠希法律事務所 弁護士	(注) 1

(注) 1. 監査役 河本充弘氏、足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 監査役 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
清 田 睦 人	常 務 執 行 役 員	兵庫・大阪営業本部長
尾 原 司	常 務 執 行 役 員	米子営業本部長
古 山 英 明	常 務 執 行 役 員	経営企画、ＣＲ統括、本部業務集中
犬 山 司	常 務 執 行 役 員	山陽営業本部長
矢 野 泰 治	執 行 役 員	デジタル推進部長
安 喰 哲 哉	執 行 役 員	地域振興部長
山 根 一 朗	執 行 役 員	市場金融部長
矢 田 克 明	執 行 役 員	鳥取営業部長
布 野 裕 二	執 行 役 員	石見営業本部長
宮 内 浩 二	執 行 役 員	人事部長
井 田 修 一	執 行 役 員	経営企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	301 (150)
監 査 役	5名	71 (－)
計	15名	372 (150)

- (注) 1. 「報酬等」欄の()内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬83百万円及び
株主報酬66百万円を内書きしております。
2. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役250百万円、監査役75百万円であります。
また、取締役に対する業績連動報酬枠は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	取締役に対する業績連動報酬枠 （うち社外取締役分）
150億円超	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～60億円以下	28百万円（4百万円以内）
50億円以下	0

このほか、株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」による株式報酬の限度額は、取締役年額100百万円としております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
多 胡 秀 人	有限会社多胡事務所 代表取締役 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役
田 部 長右衛門	株式会社田部 代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社JUTOKU 代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 ダノペータインターナショナル株式会社 代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社松工建設 代表取締役会長 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。
倉 都 康 行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 産業ファンド投資法人 執行役員 セントラル短資FX株式会社 社外監査役
河 本 充 弘	弁護士法人河本・森法律事務所 弁護士
今 岡 正 一	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役
足 立 珠 希	足立珠希法律事務所 弁護士

(注) 取締役 多胡秀人氏、倉都康行氏ならびに監査役 河本充弘氏、今岡正一氏及び足立珠希氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
多 胡 秀 人	11年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田 部 長右衛門	7年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	企業経営に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
倉 都 康 行	9ヵ月	2018年6月26日就任以降開催の取締役会10回の全てに出席しております。	金融分野を中心とした幅広い見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
河 本 充 弘	13年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
今 岡 正 一	3年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
足 立 珠 希	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	7名	51 (16)	－

(注) 「銀行からの報酬等」欄の()内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬10百万円及び株式報酬5百万円を内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(1) 株式数	発行可能株式総数	495,021千株
	発行済株式の総数	156,977千株

(3) 大株主

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(419,476株)を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式537,700株を含んでおりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩崎裕男 指定有限責任社員 加藤信彦	50	①報酬等に監査役会が同意した理由 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2018年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当期の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 勘定系システム移行リスク管理態勢の調査であります。

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、72百万円であります。
3. 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更をしております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査役会が判断した場合には、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

- ロ. 当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

(2019年3月31日現在)

貸借対照表

(单位:百万円)

科目 (資産の部)		金額	科目 (負債の部)		金額
現金	預金	766,292	預金	現金	3,835,922
現金	預金	40,607	当座	現金	151,663
現金	預金	725,685	普通	現金	1,967,580
現金	預金	332	貯蓄	現金	47,139
現金	預金	9,629	定期	現金	9,880
現金	預金	57	定額	現金	1,511,185
現金	預金	57	その他	現金	1,290
現金	預金	4,000	譲渡	現金	147,182
現金	預金	1,600,463	一	現金	321,370
現金	預金	588,758	債券	現金	75,973
現金	預金	191,943	借入金	現金	468,440
現金	預金	179,815	借入金	現金	432,000
現金	預金	59,993	借入金	現金	432,000
現金	預金	579,953	外売	現金	7
現金	預金	3,121,051	未払	現金	4
現金	預金	14,060	未払	現金	2
現金	預金	81,751	未払	現金	50,129
現金	預金	2,685,215	未払	現金	3,554
現金	預金	340,024	未払	現金	3,695
現金	預金	5,957	未払	現金	1,730
現金	預金	5,957	未払	現金	0
現金	預金	0	未払	現金	1,631
現金	預金	53,223	未払	現金	520
現金	預金	186	未払	現金	317
現金	預金	5,758	未払	現金	487
現金	預金	2,284	未払	現金	38,193
現金	預金	241	未払	現金	938
現金	預金	44,753	未払	現金	9,019
現金	預金	33,600	未払	現金	315
現金	預金	11,163	未払	現金	414
現金	預金	19,680	未払	現金	969
現金	預金	23	未払	現金	6,816
現金	預金	2,733	未払	現金	2,293
現金	預金	5,205	未払	現金	16,394
現金	預金	4,945	未払	現金	5,221,004
現金	預金	260	未払	現金	20,705
現金	預金	4,768	未払	現金	15,516
現金	預金	16,394	未払	現金	15,516
現金	預金	△36,922	未払	現金	270,781
現金	預金	△44	未払	現金	17,584
現金	預金		未払	現金	253,196
現金	預金		未払	現金	168
現金	預金		未払	現金	221,829
現金	預金		未払	現金	31,198
現金	預金		未払	現金	△ 724
現金	預金		未払	現金	306,278
現金	預金		未払	現金	53,623
現金	預金		未払	現金	△ 8
現金	預金		未払	現金	2,820
現金	預金		未払	現金	56,434
現金	預金		未払	現金	292
現金	預金		未払	現金	363,006
現金	預金		未払	現金	5,584,011
現金	預金		未払	現金	5,584,011

第116期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	81,512
貸付金収入	62,815
貸付金利息収入	32,861
貸付金利息収入	23,734
貸付金利息収入	9
貸付金利息収入	399
貸付金利息収入	178
貸付金利息収入	5,632
貸付金利息収入	10,838
貸付金利息収入	2,494
貸付金利息収入	8,344
貸付金利息収入	1,978
貸付金利息収入	317
貸付金利息収入	0
貸付金利息収入	1,653
貸付金利息収入	8
貸付金利息収入	5,879
貸付金利息収入	0
貸付金利息収入	4,286
貸付金利息収入	27
貸付金利息収入	1,564
経常費用	62,252
経常費用	9,672
経常費用	5,448
経常費用	6
経常費用	1,505
経常費用	41
経常費用	1,967
経常費用	41
経常費用	592
経常費用	68
経常費用	4,637
経常費用	548
経常費用	4,089
経常費用	5,305
経常費用	4,594
経常費用	539
経常費用	22
経常費用	128
経常費用	21
経常費用	38,314
経常費用	4,322
経常費用	3,651
経常費用	0
経常費用	199
経常費用	471
経常費用	19,259
経常費用	95
経常費用	203
経常費用	20
経常費用	182
経常費用	19,150
経常費用	6,491
経常費用	△ 836
経常費用	5,654
経常費用	13,495

第116期末 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	769,410	預 金	3,818,934
コールローン及び買入手形	332	譲 渡 性 預 金	321,370
買 入 金 銭 債 権	10,801	コールマネー及び売渡手形	75,973
商 品 有 価 証 券	57	債券貸借取引受入担保金	468,440
金 銭 の 信 託	4,000	借 用 金	447,367
有 価 証 券	1,599,306	外 国 為 替	7
貸 出 金	3,090,046	そ の 他 負 債	56,969
外 国 為 替	5,957	賞 与 引 当 金	1,008
リース債権及びリース投資資産	28,997	退職給付に係る負債	11,258
そ の 他 資 産	69,972	株 式 給 付 引 当 金	315
有 形 固 定 資 産	36,245	役員退職慰労引当金	88
建 物	12,476	睡眠預金払戻損失引当金	414
土 地	20,786	その他の偶発損失引当金	969
建 設 仮 勘 定	23	特 別 法 上 の 引 当 金	0
その他の有形固定資産	2,959	繰 延 税 金 負 債	5,244
無 形 固 定 資 産	5,327	再評価に係る繰延税金負債	2,293
ソ フ ト ウ ェ ア	5,058	支 払 承 諾	16,441
その他の無形固定資産	268	負 債 の 部 合 計	5,227,098
繰 延 税 金 資 産	262	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	16,441	資 本 金	20,705
貸 倒 引 当 金	△37,517	資 本 剰 余 金	21,381
投 資 損 失 引 当 金	△46	利 益 剰 余 金	276,800
		自 己 株 式	△724
		(株 主 資 本 合 計)	318,162
		その他有価証券評価差額金	54,697
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,820
		退職給付に係る調整累計額	△4,792
		(その他の包括利益累計額合計)	52,716
		新 株 予 約 権	292
		非 支 配 株 主 持 分	1,326
		純 資 産 の 部 合 計	372,498
資 産 の 部 合 計	5,599,597	負債及び純資産の部合計	5,599,597

第116期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		97,833
資金運用収益	62,697	
貸出金利息	32,761	
有価証券利息配当金	23,706	
コールローン利息及び買入手形利息	9	
預け金利息	409	
その他の受入利息	5,810	
役務取引等収益	11,462	
その他の業務収益	18,223	
その他の経常収益	5,449	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	5,448	
経常費用		78,539
資金調達費用	9,714	
預金利息	5,447	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,505	
売現先利息	41	
債券貸借取引支払利息	1,967	
借入金利息	89	
その他の支払利息	656	
役務取引等費用	4,111	
その他の業務費用	19,348	
営業経費用	40,867	
その他の経常費用	4,496	
貸倒引当金繰入額	3,645	
その他の経常費用	851	
経常利益		19,294
特別利益		95
固定資産処分益	95	
特別損失		209
固定資産処分損失	22	
減損損失	186	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		19,179
法人税、住民税及び事業税		6,819
法人税等調整額		△ 872
法人税等合計		5,946
当期純利益		13,232
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		13,205

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 信 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

株式会社 山陰合同銀行 監査役会

常勤監査役 天 野 郁 夫 ㊞

常勤監査役 吉 田 孝 ㊞

社外監査役 河 本 充 弘 ㊞

社外監査役 今 岡 正 一 ㊞

社外監査役 足 立 珠 希 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は1株当たり19円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は1株当たり26円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 19円00銭

総額 2,974,601,924円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

【第2号議案から第8号議案に共通する参考事項】

当行は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号、以下「改正会社法」といいます。）によって新たな機関設計として創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。本招集ご通知の31ページから53ページに記載の第2号議案から第8号議案は、いずれも移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の概要および当行が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する理由についてご説明申し上げます。

■監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。
- 監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選任・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除きます。）に関与します。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員以外の取締役の選任・解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等において、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含みます。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能をより強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■第2号議案から第8号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、第5号議案では監査等委員である取締役の欠員に備えて補欠の監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第6号議案では監査等委員以外の取締役の報酬額の設定を、第7号議案では監査等委員である取締役の報酬額の設定を、また、第8号議案では監査等委員以外の取締役に対する株式報酬制度による報酬額の設定を、それぞれご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当行は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上に取り組むことを目的として、改正会社法により新たな機関設計として創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の調整を行うものであります。

なお、変更案第31条（取締役の責任限定契約）につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものと致します。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会
第19条 (取締役の員数) 当銀行の取締役は10名以内とする。 (新設)	第19条 (取締役の員数) 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
第20条 (取締役の選任) 取締役は株主総会において選任する。 (条文省略)	第20条 (取締役の選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 (現行どおり)
第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新設)	第21条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第22条～第23条 (条文省略)	第22条～第23条 (現行どおり)
第24条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第24条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第25条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は会日より5日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはさらにこれを短縮することができる。 ② <u>取締役および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第25条 (取締役会の招集) 取締役会の招集通知は会日より5日 <u>前</u> までに発する。ただし、緊急の必要 <u>がある</u> ときはさらにこれを短縮することができる。 ② <u>取締役</u> 全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	第26条 (監査等委員会の招集) <u>監査等委員会の招集通知は会日より5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
第26条 (取締役会の決議の省略) (条文省略)	第27条 (取締役会の決議の省略) (現行どおり)
(新設)	第28条 (取締役への委任) 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。
第27条 (取締役会規程) (条文省略)	第29条 (取締役会規程) (現行どおり)
(新設)	第30条 (監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
(新設)	第31条 (取締役の責任限定契約) 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。
第5章 監査役および監査役会	(削除)
第28条 (監査役員の員数) 当銀行の監査役は5名以内とする。	(削除)

現行定款	変更案
<u>第29条（監査役の選任）</u> <u>監査役は株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除) (削除)
<u>第30条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除) (削除)
<u>第31条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第32条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第33条（監査役会の招集）</u> <u>監査役会の招集通知は会日より5日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはさらにこれを短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>第34条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項については、</u> <u>法令または本定款のほか、監査役会の</u> <u>定める監査役会規程による。</u> 第 <u>6</u> 章 計算 第 <u>35</u> 条～第 <u>37</u> 条 (条文省略)	(削除) 第 <u>5</u> 章 計算 第 <u>32</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任を願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものと致します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位
1	く ぼ た い ち ろ う 久保田 一 朗 再 任	取締役会長
2	い し ま る ふ み お 石 丸 文 男 再 任	取締役頭取
3	や ま さ き と お る 山 崎 徹 再 任	取締役副頭取執行役員
4	す ぎ は ら の ぶ は る 杉 原 伸 治 再 任	取締役専務執行役員
5	い ま わ か や す ひ ろ 今 若 康 浩 再 任	取締役専務執行役員
6	た ご ひ で と 多 胡 秀 人 再 任 社 外 独 立	取締役（社外取締役）
7	た な べ ち ょ う え も ん 田 部 長 右 衛 門 再 任 社 外	取締役（社外取締役）
8	く ら つ や す ゆ き 倉 都 康 行 再 任 社 外 独 立	取締役（社外取締役）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1	く ぼ た い ち ろ う 久 保 田 一 朗 (1951年11月4日生) 再 任	1974年 4 月 当行入行 1996年 4 月 乃木支店長 1998年 7 月 出雲駅前支店長 2000年 6 月 大阪支店長 2002年11月 本店営業部長 2004年 6 月 取締役鳥取営業部長 2005年 6 月 常務取締役鳥取営業部長 2007年 6 月 専務取締役 2011年 6 月 取締役頭取 2015年 6 月 取締役会長（現任）	株 33,006
	《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、本店営業部長、鳥取営業部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2004年6月から取締役、2011年6月から取締役頭取、2015年6月から取締役会長を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等の職務・職責を適切に果たし、当行の企業価値向上に貢献しております。また、取締役会議長として、実効性のある取締役会運営の実現に寄与しております。引続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		
2	い し ま る ふ み お 石 丸 文 男 (1954年10月28日生) 再 任	1977年 4 月 当行入行 1998年 7 月 桜谷支店長 2001年 6 月 総合企画部 A L M室長 2003年 6 月 広島支店長 2006年 4 月 鳥取営業部長 2007年 6 月 取締役鳥取営業部長 2008年 4 月 取締役経営企画部長 2009年 6 月 常務取締役経営企画部長 2010年 6 月 常務取締役 2011年 6 月 取締役専務執行役員鳥取営業本部長 2013年 6 月 取締役専務執行役員 2015年 6 月 取締役頭取（現任） (現在の担当) 人事	18,000
	《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、鳥取営業部長、経営企画部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2007年6月から取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献しております。昨今の厳しい経営環境においては、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力、改革を推し進めるリーダーシップ力、企業価値の向上に組織を導く牽引力等を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3	やま さき とおる 山 崎 徹 (1958年8月20日生) 再 任	1982年4月 当行入行 2006年6月 米子西支店長 2009年6月 営業企画部長 2012年6月 執行役員経営企画部長 2014年6月 常務執行役員 2015年6月 取締役専務執行役員 2018年6月 取締役副頭取執行役員（現任） (現在の担当) 人事（副）、デジタル推進、審査、総合事務、システム	株 13,000
	《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2015年6月から取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献しております。昨今の厳しい経営環境においては、取締役副頭取執行役員として経営を俯瞰した立場からリスクに対する迅速かつ合理的な判断力を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引き続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		
4	すぎ はら のぶ はる 杉 原 伸 治 (1960年10月20日生) 再 任	1983年4月 当行入行 2008年7月 大阪支店長 2010年6月 人事部長 2013年6月 執行役員C R統括部長 2014年6月 執行役員経営企画部長 2015年6月 常務執行役員 2016年6月 常務執行役員兵庫・大阪営業本部長 2017年6月 取締役専務執行役員鳥取営業本部長（現任）	12,000
	《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、人事部長、C R統括部長、経営企画部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2017年6月から取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献しております。また、取締役として当行の経営をリードするに相応しい人格・見識を兼ね備えております。引き続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		
5	いま わか やす ひろ 今 若 康 浩 (1960年3月18日生) 再 任	1983年4月 当行入行 2006年7月 津田支店長 2009年6月 出雲支店長 2012年6月 営業企画部長 2013年6月 地域振興部長 2014年6月 執行役員地域振興部長 2016年6月 常務執行役員 2018年6月 取締役専務執行役員（現任） (現在の担当) 営業統括、地域振興、お客様サービス、市場金融	5,000
	《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、出雲支店長、営業企画部長、地域振興部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2018年6月から取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献しております。また、取締役として当行の経営をリードするに相応しい人格・見識を兼ね備えております。引き続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当行の株式数
6	たごひでと 多 胡 秀 人 (1951年11月2日生) 再 任 社 外 独 立	1974年 4 月 株式会社東京銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1988年 8 月 フランス・インドスエズ銀行東京支店資本 市場部長 1992年 1 月 ナショナル・ウエストミンスター銀行東京 支店業務推進部長 1997年 4 月 有限会社多胡事務所代表取締役 (現任) 1999年 4 月 デロイト・トーマツ・コンサルティング株 式会社 (現アビームコンサルティング株式 会社) パートナー (執行役員) 2003年 6 月 アビームコンサルティング株式会社顧問 2004年 6 月 株式会社鹿児島銀行監査役 2007年 6 月 当行取締役 (現任) 2007年 6 月 株式会社鹿児島銀行取締役 2018年 6 月 株式会社商工組合中央金庫取締役 (現任) 《社外取締役候補者とした理由》 地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシ ップバンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知 しております。2007年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な 角度からの確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしております。 引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観 的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待 できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。 《候補者との特別の利害関係について》 多胡秀人氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。 《その他の事項》 多胡秀人氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間 は、本総会終結の時をもって12年間であります。	株 9,000

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
	た なべ ちようえもん 田 部 長右衛門 (1979年 8 月 4 日生) 再 任 社 外	2010年 4 月 株式会社田部代表取締役社長（現任） 2010年 4 月 樹徳産業株式会社代表取締役社長 2010年 4 月 有限会社松陽印刷所代表取締役社長（現任） 2010年 6 月 山陰中央テレビジョン放送株式会社取締役 2011年 4 月 公益財団法人田部美術館代表理事（現任） 2011年 6 月 株式会社 J U T O K U 代表取締役社長（現任） 2011年 6 月 当行取締役（現任） 2012年 6 月 合同会社グリーンパワーうんなん代表社員（現任） 2014年 5 月 ダノバータインターナショナル株式会社代表取締役社長（現任） 2014年 6 月 山陰中央テレビジョン放送株式会社常務取締役 2016年 6 月 山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長（現任） 2018年 1 月 株式会社松工建設代表取締役会長（現任）	株
7	《社外取締役候補者とした理由》 地元を代表する経営者としての豊富な経験・見識ならびに地域振興活動に対する様々な知見を有しております。2011年 6 月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしております。引続き、地域を熟知した視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに地元経済界を代表する立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待して、社外取締役候補者となりました。なお、田部氏が経営する事業会社と当行との取引実態に照らし、田部氏を独立役員と指定しないものの、地域を熟知した経営者としての経験・見識を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断しました。 《候補者との特別の利害関係について》 当行は、田部長右衛門氏が代表取締役等を務める「株式会社田部」、「株式会社 JUTOKU」、「合同会社グリーンパワーうんなん」、「ダノバータインターナショナル株式会社」、「山陰中央テレビジョン放送株式会社」、「株式会社松工建設」に対し、貸出等の取引があります。 《その他の事項》 田部長右衛門氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって 8 年間であります。		3,000

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任を願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものと致します。

監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位
1	よし だ たかし 吉 田 孝	新任 常勤監査役
2	みや うち こう じ 宮 内 浩 二	新任 執行役員
3	かわ もと みち ひろ 河 本 充 弘	新任 社外 独立 監査役（社外監査役）
4	いま おか しょう いち 今 岡 正 一	新任 社外 独立 監査役（社外監査役）
5	あ だち たま き 足 立 珠 希	新任 社外 独立 監査役（社外監査役）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	よし だ たかし 吉 田 孝 (1963年10月18日生) 新任	1987年 4 月 当行入行 2006年 4 月 加古川支店次長 2008年 2 月 C R 統括部調査役 2010年 7 月 C R 統括部グループ長 2012年 4 月 システム部副部長 2014年 6 月 システム部長 2017年 6 月 当行常勤監査役 (現任) 《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、C R 統括部グループ長、システム部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2017年 6 月から常勤監査役を務め、その職務を適切に果たしております。その豊富な経験や見識を生かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	株 5,800
2	みや うち こう じ 宮 内 浩 二 (1964年 8 月30日生) 新任	1988年 4 月 当行入行 2007年 7 月 経営企画部グループ長 2010年 7 月 松江駅前支店長 2013年 6 月 東京支店長 2015年 7 月 浜田支店長 2017年 6 月 人事部長 2018年 6 月 執行役員人事部長 (現任) 《取締役候補者とした理由》 豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、東京支店長、浜田支店長、人事部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2018年 6 月から執行役員人事部長を務め、その職務を適切に果たしております。その豊富な経験や見識を生かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。	8,400
3	かわ もと みち ひろ 河 本 充 弘 (1953年 4 月30日生) 新任 社外 独立	1983年 4 月 検事任官 1991年 4 月 弁護士登録 (京都弁護士会入会) 1993年 4 月 鳥取県弁護士会入会 (登録換) 鳥取市にて開業 弁護士法人河本・森法律事務所代表 (現任) 2005年 6 月 当行監査役 (現任) 《社外取締役候補者とした理由》 弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、2005年 6 月に社外監査役に就任して以来、監査役の職務・職責を適切に果たしております。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しました。 《候補者との特別の利害関係について》 河本充弘氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。 《その他の事項》 河本充弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって14年間であります。	10,000

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
4	いま おか しやう いち 今 岡 正 一 (1964年10月21日生) 新 任 社 外 独 立	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1991年 4 月 公認会計士登録 1999年12月 今岡公認会計士事務所所長 (現任) 2004年 9 月 税理士登録 今岡正一税理士事務所所長 (現任) 2007年 8 月 大黒天物産株式会社監査役 (現任) 2007年10月 A Cアーネスト監査法人社員 (現任) 2015年 6 月 当行監査役 (現任)	株 5,000
5	あ だち たま き 足 立 珠 希 (1971年2月25日生) 新 任 社 外 独 立	2001年10月 弁護士登録 (鳥取県弁護士会入会) 米子市にて開業 2011年 1 月 足立珠希法律事務所代表 (現任) 2016年 4 月 国立大学法人鳥取大学監事 (現任) 2016年 6 月 当行監査役 (現任)	1,000

- (注) 1. 河本充弘氏、今岡正一氏、足立珠希氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の取締役選任が承認可決された場合、引続き各氏を独立役員とする予定であります。
2. 当行は、河本充弘氏、今岡正一氏、足立珠希氏の取締役選任が承認可決された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行と非業務執行取締役である各氏の間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任を願いたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当行の取締役会の決議および監査等委員会の同意によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものと致します。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
まる やま はじめ 丸 山 創 (1976年9月6日生) 社 外 独 立	2004年10月 検察官任官 2008年10月 弁護士登録（島根県弁護士会入会） 松江市にて開業 2013年1月 島根丸山法律事務所代表（現任） 2017年4月 公立大学法人島根県立大学監事	株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督することを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しました。 《候補者との特別の利害関係について》 丸山創氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。 《その他の事項》 丸山創氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者（社外取締役）であります。		0

- (注) 1. 丸山創氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
2. 当行は、丸山創氏が監査等委員である取締役に就任した場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行と非業務執行取締役である同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額と致します。

(ご参考)

『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、独立性を有した社外役員と判断する。

1. 当行または当行の関係会社（※ 1）の業務執行者である者（※ 2）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（※ 3）とする者またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
3. 当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
4. 当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5. 監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近3年間ににおいて当該団体に属していた者
6. 当行から直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近3事業年度において当該監査法人に属していた者
8. 当行の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※ 4）
 - (2) 上記2. から8. に掲げる者ただし、2. 3. 6. 8. においては、重要な業務執行者に限る。4. および5. においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。7. においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※ 1 関係会社とは、子会社および関連会社を指す。

※ 2 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。

※ 3 主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※ 1 に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。

※ 4 重要な業務執行者とは、上記※ 2 に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動報酬および株式報酬で構成されています。

当行の取締役の確定金額報酬額は、2011年6月24日開催の第108期定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）とする旨を、また、業績連動報酬枠は、2018年6月26日開催の第115期定時株主総会において、確定金額報酬とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）を基準として、最大年額9千8百万円以内（うち社外取締役分は年額1千4百万円以内）とする旨を、それぞれご承認いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

具体的には、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬額を、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）、同じく業績連動報酬枠を、確定金額報酬とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）を基準として、次表のとおり最大年額9千8百万円以内（うち社外取締役分は年額1千4百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものと致します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠

（年額）

親会社株主に帰属する当期純利益 （連結）	業績連動報酬枠 （うち社外取締役分）
150億円超	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～60億円以下	28百万円（4百万円以内）
50億円以下	0

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行の監査役の報酬額は、2016年6月23日開催の第113期定時株主総会において、年額7千5百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、その職責および経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、年額8千5百万円以内とさせていただきますと存じます。

現在の監査役は5名（うち社外監査役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものと致します。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬額設定の件

1. 提案の理由

当行の取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動報酬および株式報酬で構成されています。

当行は、2016年6月23日開催の第113期定時株主総会において、取締役および執行役員を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠の内容は第113期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠で、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する本制度による報酬枠の設定についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は8名ですが、第2号議案、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものと致します。

2. 本制度における報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、同じとします。）および執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式および当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、あわせて、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員

(3) 取締役等に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与する1事業年度あたりのポイント数の合計は、当行普通株式30万株相当である30万ポイント（うち取締役分として15万ポイント（うち社外取締役分として1万5千ポイント）、執行役員分として15万ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当行株式等の給付に際し、1ポイントあたり当行普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当行株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに取り締役等に対し付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(4) 当行株式の取得方法およびその上限

本信託による当行株式の取得は、下記 (5) により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。本対象期間（下記 (5) において定義します。）につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、90万株を上限として取得するものとします。

(5) 信託のために拠出する金額（報酬等の額）

当行は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度に関し、本制度に基づく給付を行うための株式の取得資金として、4億8,000万円を本信託に拠出しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。

今後も、当行は、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金として、1事業年度あたり総額2億円（うち取締役分として1億円（うち社外取締役分として1千万円）、執行役員分として1億円）を上限として、本信託に追加拠出します。

具体的には、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「本対象期間」といい、本対象期間およびその経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）に対応する必要資金として6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は原則として各対象期間に関し、6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。

ただし、これらの追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する当行株式等の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、あわせて、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は各対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当行が各対象期

間において追加拠出することができる金額の上限は、6億円（うち取締役分として3億円（うち社外取締役分として3千万円）、執行役員分として3億円）から残存株式等の金額（株式については、当該各対象期間の開始日直前における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6) 当行株式等の給付時期

当行の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に本信託から「確定ポイント数」に応じた数の当行株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために本信託より当行株式を売却する場合があります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

会場 島根県松江市魚町10番地 当行本店（3階大ホール）電話（0852）55-1000



交通のご案内 J R 松江駅より 徒歩 約15分

最寄バス停「大橋南詰」バス停下車 徒歩約3分

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。